



長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月6日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第3号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第7条」を「第7条第1項及び第2項」に、「者」を「保育学科の学生」に、「を授与」を「及び専門士の称号を授与」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、第7条第3項に規定する教科目について、第8条の規定により修得の認定を行った介護福祉学科の学生に対し、卒業を認定して卒業証書を授与する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

厚生課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年3月6日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

○長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「運転免許に関する事務をつかさどらせるため、交通安全センター」を「運転免許本部」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 運転免許本部に、東北信運転免許センター及び中南信運転免許センター(以下「免許センター」という。)を置く。

第3条第1項中「及び第3項」を削り、「所(」の次に「所にあつては、前条第3項に規定する免許センターを含むものとする。」を加える。

第22条の見出しを「(運転免許本部)」に改め、同条中「免許課は」を「運転免許本部は」に改め、同条第5号を削り、同条第4号中「安全教育及び」を削り、同号を同条第7号とし、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 自動車等の運転免許試験の実施に関すること。
- (4) 運転適性相談に関すること。
- (5) 緊急自動車の運転資格の審査に関すること。

第22条に次の1項を加える。

2 東北信運転免許センターは前項各号の事務を、中南信運転免許センターは前項第1号及び第3号から第7号までの事務をつかさどる。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第30条第3項中「留置管理課及び」を「留置管理課を、長野県長野中央警察署、長野県佐久警察署、長野県伊那警察署及び長野県松本警察署に」に改める。

別表第1の警務部の項中 「

総務係	秘書係
-----	-----

」を「

総務係

」に改め、同表の交

通部の項中

交通安全センター	免許課	総務係 会計係 指定教習所係 免許指導係 免許作成係 行政処分係 聴聞係 講習係	を
	試験課	業務企画係 試験係	

運転免許本部	東北信運転免許センター	総務係 企画指導係(東北信運転免許センターに限る。) 指定教習所係(東北信運転免許センターに限る。) 試験係 免許係 行政処分係 講習係	に改める。
	中南信運転免許センター		

別表第2の19の高森町山吹警察官駐在所の項及び高森町市田警察官駐在所の項を次の

ように改める。

高森町警察官駐在所	高森町上市田	高森町
-----------	--------	-----

別表第2の20中 「南信濃村交番」 を 「南信濃村遠山警察官駐在所」 に改め、同表の23

の松本市惣社交番の項中 「松本市大字惣社」 を 「松本市大字里山辺」 に、「大字

南浅間」を「大字南浅間 大字入山辺」に改め、同23の松本市入山辺警察官駐在所の項を削り、同23の松本市村井・寿交番の項中「大字寿豊丘の一部」を「大字寿豊丘」に、「大字寿白瀬淵」を「大字寿白瀬淵 寿台1丁目から9丁目まで 大字松原」に改め、同23の松本市寿台警察官駐在所の項を削る。

別表第4の交通部の項中 「交通安全センター所長」 を 「運転免許本部長」 に改め、同表の課

等の項中 「隊長補佐 警部又は吏員」 を 「隊長補佐 警部又は吏員
所長補佐」 に、「又

は隊長の」を「、隊長又は所長の」に、

隊 付	巡査部長	課又は隊の特定事務	を
-----	------	-----------	---

隊 付	巡査部長	課、隊又は所の特定事務	に改め、同表
所 付	巡査部長又は吏員		

の科学捜査研究所の項中

鑑定官	吏員	鑑定及び検査に関する専門的事務の掌理並びに部下職員の指揮監督
所長補佐	吏員	所長の職務遂行の補佐及び担当事務の分掌

を

鑑定官	吏員	鑑定及び検査に関する専門的事務の掌理並びに部下職員の指揮監督
-----	----	--------------------------------

に改め、同表

の免許課の項及び試験課の項を次のように改める。

免許センター	聴聞官	警視	聴聞(意見の聴取を含む。)の主宰及び部下職員の指揮監督
	首席試験官	吏員	自動車等の運転免許試験の実施及び部下職員の指揮監督
	主任試験官	警部補又は吏員	
	試験官	巡査部長又は吏員	自動車等の運転免許試験の実施
	電気主任技術者	巡査又は吏員	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に規定する職務

別表第4の学校の項中

主任	吏員	事務長の職務遂行の補佐
----	----	-------------

を

主任	吏員	事務長の職務遂行の補佐
学校付	巡査部長又は吏員	学校の特定事務

に改め、同表

の警察署の項中

小隊長	警部補
-----	-----

を

班長	警部補
小隊長	

に、

主事	吏員	一般的な業務を行う職務
技師		

を

主 事	吏 員	一般的な業務を行う職務
技 師		

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項、別表第1の警務部の項、別表第2及び別表第4の警察署の項の改正規定は、平成15年3月23日から施行する。

(長野県公安委員会運営規則の一部改正)

- 2 長野県公安委員会運営規則(昭和29年長野県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「交通安全センター所長」を「運転免許本部長」に改める。

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

- 3 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「長野県警察本部交通部交通安全センター」を「長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター及び長野県警察本部交通部運転免許本部中南信運転免許センター」に改める。

警 務 課